

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年1月29日
【会社名】	株式会社みずほフィナンシャルグループ
【英訳名】	Mizuho Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	執行役社長 佐藤 康博
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番5号
【電話番号】	東京 03(5224)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務企画部 次長 出口 辰太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番5号
【電話番号】	東京 03(5224)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務企画部 次長 出口 辰太郎
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成26年6月10日
【発行登録書の効力発生日】	平成26年6月18日
【発行登録書の有効期限】	平成28年6月17日
【発行登録番号】	26 - 関東68
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 12,000億円
【発行可能額】	10,000億円 (10,000億円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づ き算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は平成 28年1月29日(提出日)であります。
【提出理由】	平成26年6月10日付で提出した発行登録書の「第一部 証券情 報」の記載事項に変更が生じたため。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

変更箇所は_____ 罫で示しております。

第一部【証券情報】

(訂正前)

第1【募集要項】

【社債管理者を設置しない場合】

以下に記載するもの以外については、本発行登録を利用して発行される個別の各社債（以下個別社債という。）を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【新規発行社債】

< 中略 >

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

未定

(2)【手取金の使途】

当社および当社の連結子会社の自己資本の充実のための資金（連結子会社への劣後資金の貸付を含む。）に充当する予定であります。

< 後略 >

(訂正後)

第1【募集要項】

【社債管理者を設置しない場合】

本発行登録を利用して発行される個別の各社債（以下個別社債という。）には、「劣後特約が付されていない場合」と「劣後特約が付されている場合」があります。

以下に記載するもの以外については、個別社債を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【新規発行社債（劣後特約が付されていない場合）】

銘柄	株式会社みずほフィナンシャルグループ無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)
記名・無記名の別	二
券面総額又は振替社債の総額(円)	未定
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	未定
発行価格(円)	未定
利率(%)	未定
利払日	未定
利息支払の方法	1. 利息の計算期間 未定 2. 利息の支払場所 別記(注)「12. 元利金の支払い」記載のとおり。
償還期限	未定
償還の方法	1. 償還金額 未定 2. 償還の方法および期限 未定 3. 償還元金の支払場所 別記(注)「12. 元利金の支払い」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	未定
申込期間	未定
申込取扱場所	未定
払込期日	未定
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	個別社債には担保および保証は付されておらず、また個別社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約	個別社債には財務上の特約は付されていない。

(注) 1. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

個別社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

2. 同一種類の社債

当社は、個別社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。以下同じ。)の社債を発行することがある。

3. 社債管理者の不設置

個別社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら個別社債を管理し、または個別社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4. 財務代理人、発行代理人および支払代理人

未定

5. 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 当社は、別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したときには、社債権者からの書面による請求を当社が受けた日から5銀行営業日を経過した日に、請求を受けた各個別社債について期限の利益を喪失する。ただし、当社が当該請求を受けた日から5銀行営業日以内に当該事由が治癒された場合は、その限りではない。
- (2) 当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、社債権者からの請求の有無にかかわらず、個別社債総額について直ちに期限の利益を喪失する。
当社が破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算の開始の申立てをし、または解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
当社が破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または特別清算の開始命令を受けたとき。
- (3) 別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したときには、当社は直ちにその旨を公告する。
- (4) 上記(1)の規定により期限の利益を喪失した各個別社債の各社債の金額の合計が10億円を超えた場合、または100億円の整数倍の金額を超えた場合には、当社は直ちにその旨を公告する。
- (5) 上記(2)の規定により個別社債について期限の利益を喪失した場合には、当社は直ちにその旨を公告する。
- (6) 期限の利益を喪失した個別社債は、直ちに支払われるものとし、直前の利息支払期日の翌日から、現実に支払いがなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による経過利息をつけるものとする。ただし、期限の利益喪失日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本および期限の利益喪失日までの経過利息について、期限の利益喪失日の翌日から、現実の支払いがなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による遅延損害金をつけるものとする。

6. 相殺禁止

以下の事由が発生した場合、個別社債の社債権者は、個別社債に基づく元利金の支払請求権を自働債権とする相殺の対象とすることはできない。

- (1) 本（注）5(2)に規定する事由が発生した場合
- (2) 内閣総理大臣が当社について、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合

7. 社債権者に通知する場合の公告の方法

個別社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

8. 社債要項の公示

当社は、その本店に個別社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

9. 社債要項の変更

- (1) 個別社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）4を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとする。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた上記(1)の社債権者集会の決議録は、個別社債の社債要項と一体をなすものとする。

10. 社債権者集会に関する事項

- (1) 個別社債および個別社債と同一の種類の子債（以下本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本（注）7に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

11. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 本(注)7に定める公告に関する費用
- (2) 本(注)10に定める社債権者集会に関する費用

12. 元利金の支払い

個別社債に係る元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2【新規発行社債(劣後特約が付されている場合)】

< 中略 >

3【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

未定

(2)【手取金の使途】

上記1「新規発行社債(劣後特約が付されていない場合)」に記載の個別社債については、当社の子会社に対する出資金もしくは貸付金(劣後融資金を含む。)、当社における業務運営上の一般運転資金または借入金返済資金に充当する予定であります。

上記2「新規発行社債(劣後特約が付されている場合)」に記載の個別社債については、当社および当社の連結子会社の自己資本の充実のための資金(連結子会社への劣後資金の貸付を含む。)に充当する予定であります。

< 中略 >

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行社債(劣後特約が付されていない場合)」の個別社債に対する投資の判断にあたっては、発行登録書、訂正発行登録書および発行登録追補書類その他の内容の他に、以下に示すような様々なリスクおよび留意事項を特に考慮する必要があります。

以下に示すリスクおよび留意事項は、「第二部 参照情報 第1 参照書類」に掲げた有価証券報告書等および「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」に記載された「事業等のリスク」と併せて読む必要があります。

なお、以下に示すリスクおよび留意事項に関し、個別社債の社債要項の内容の詳細については、「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行社債(劣後特約が付されていない場合)」をご参照下さい。

(1) 日本の当局によるG-SIBsの「秩序ある処理」の枠組みを通じた損失発生の可能性

当社は金融安定理事会(FSB)によりグローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)に選定されており、FSBが公表した総損失吸収力(TLAC)の要件に関する国際的基準に服することとなります。G-SIBsの銀行持株会社である当社が発行する個別社債は、TLAC適格の負債として扱われることを意図しています。そのため、本邦当局が必要と判断した場合、本邦当局が預金保険法に基づき実施する当社グループの秩序ある処理およびそれに伴い開始される法的倒産手続に基づく当社の倒産処理手続を通じて、個別社債およびこれと同順位のTLAC適格の負債等により、当社の株式および規制上の資本によって吸収されなかった当社の損失が吸収されることとなる可能性があります。この場合、個別社債の社債権者は、個別社債の元利金の一部または全部の支払を受けることができない可能性があります。

また、TLACに関する国際的基準を本邦において導入するための規制の内容は未確定であり、今後本邦規制当局により決定されることとなるため、その具体的な内容により、当社による個別社債の元利金の返済能力や個別社債の市場価値に悪影響が生じる可能性があります。

(2) 発行体である当社は持株会社であり、個別社債の発行代わり金により提供された子会社への貸付債権等の債務免除または普通株式への転換等を通じて、子会社の損失を吸収する可能性があること

当社は当社の子会社とは別個の法人格を有する銀行持株会社であり、当社の子会社に対する株式および債権以外に重要な資産を有しておらず、その収入の大部分を当該子会社からの配当その他の支払に依存しています。また、当社および当社の子会社に適用され得る銀行法や預金保険法等に基づく法令上の規制または契約上の制限等により、子会社の損失を当社が吸収することを目的として個別社債およびこれと同順位のTLAC適格の負債の発行代わり金により当社が当該子会社に対して有することとなる貸付債権等について、債務免除または普通株式への転換等がなされる可能性があります。

そのため、当社グループの秩序ある処理として、当該子会社の重要な経済機能を継続させつつ、銀行持株会社である当社については倒産処理が行われる場合、個別社債の社債権者は、当該子会社の資産についての直接の請求権を有さず、また、当該子会社の預金債権およびデリバティブ取引上の債権を含む一般債権および劣後債権の債権者は、その債権につきその条件に従って弁済を受けられることとなる可能性がある一方で、個別社債の社債権者を含む当社の債権者は、当該子会社の株主としての当社が保有する株式につき支払または換価により得られる資産の限度で、その債権につき弁済を受けられることとなるため、その結果、その債権の全部または一部につき弁済を受けられないこととなる可能性があります（持株会社の構造劣後性）。

< 後略 >